3　1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

4　使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

5　一方の締約国の居住者が権利又は財産の使用に関して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産の使用に関して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産の使用に関して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者とはされない。

(a)　当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b)　いずれの締約国の居住者でもないこと。

第九条

条約第十三条を次のように改める。

第十三条

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の居住者が法人の株式又は信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、その法人又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　(a)　次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(ii)に規定する株式を譲渡（(i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）することによつて取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。）が、当該他方の締約国の金融機関の差し迫つた支払不能に係る破綻処理に関する法令に従つて、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(ii)　当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

(b)　(a)の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国から、この3の規定の効力発生前に取得した場合又はこの3の規定の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

4　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5　一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6　1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十条

条約第十五条1中「次条及び第十八条から第二十条まで」を「次条、第十八条及び第十九条」に改める。

第十一条

条約第十七条を次のように改める。

第十七条

1　第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十二条

条約第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第十三条

条約第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条のA

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十四条

条約第二十二条を次のように改める。

第二十二条

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないもの（以下この条において「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて事業を行う場合又は他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。

この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。